

瑞穂町競争入札参加者心得書(電子入札用)

令和5年9月1日 改定

(趣旨)

第1条 瑞穂町(以下「町」という。)が発注する工事の請負、製造の請負、物品の買入れ、賃貸借、設計・調査・測量その他の業務委託等において、町が東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を用いて行う一般競争入札又は指名競争入札については、瑞穂町契約事務規則(昭和40年規則第3号。以下「規則」という。)その他の関係法令に定めるもののほか、この入札者心得書の定めるところによるものとする。

(公正な入札の確保)

第2条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 町は、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の基本的事項)

第3条 入札者は、町から提示された仕様書(設計書、内訳書を含む。以下同じ。)、図面、契約書案、一般競争入札の公告又は指名通知の記載事項及び現場等検討の上、入札しなければならない。

2 入札は、特に指示のない限り、総価により行う。

3 入札者は、電子入札システムの入札書に必要な事項を入力し、あらかじめ入札参加資格確認結果通知又は指名通知に示した入札締切日時までに提出しなければならない。

4 あらかじめ内訳書の提出を求めた場合において、入札者は町の指定した内訳書に準じて内訳書を作成し、次の各号のいずれかに該当する方法により入札締切日時までに内訳書を提出しなければならない。

(1) 電子入札システムの入札書の添付資料

(2) 町契約事務担当職員に直接持参若しくは郵送

5 入札締切日時までに入札書を提出しなかった者は、当該入札を放棄したものとみなす。

(入札の辞退等)

第4条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札を辞退するときは、次の各号のいずれかの方法により、町に申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、電子入札システムによる辞退届を提出又は入札辞退届(様式第2号)を町契約事務担当職員に直接持参若しくは郵送(入札日の前日までに到

着するものに限る。)とする。

(2) 入札執行中にある場合は、電子入札システムによる辞退届を提出とする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

(入札の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者の入札

(2) 所定の日時まで、規則第9条第1項に規定する入札保証金を納付しない者の入札

(3) 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に電磁的記録がない入札

(4) 電子入札システムの入札書が、入札締切日時までに電子入札システムのサーバに到達していない入札

(5) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札

(6) 電子入札システムにおいて、必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した事項を含む入札

(7) 電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により行った入札

(8) 入札書の金額の表示を書換え又は訂正をした入札

(9) 予定価格を事前公表している場合において、予定価格を超える金額での入札

(10) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した入札

(落札者)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予定価格が130万円以上の工事又は製造その他の契約について、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 あらかじめ入札金額の内訳書の提出を求めた場合において、内訳書の記載内容については、契約上の効力は発生しない。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第8条 あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最

低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによるくじ引きを行って落札者を決定する。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第8条で規定する最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないとき)は、直ちに再度の入札を行うものとする。

- 2 再度の入札に参加できる者は、その前回の入札に参加した者のうち第6条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けたときの最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。
- 3 第1項に規定する再度の入札の回数は、原則として2回とする。
- 4 指名競争入札における1回目の再度の入札において、価格を提示した入札者が1人かつ予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、入札不調とする。

(再度入札を行わない場合)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、再度の入札を行わない。

- (1) 予定価格を事前に公表して行った入札
- (2) 前条第2項に規定する再度の入札に参加できる者がいないとき。

(入札結果の通知)

第12条 落札者があるときは、その者の氏名(法人にあつては、その名称)及び金額を落札者に通知する。なお、落札者がいないときは、その旨を電子入札システムによって入札者に知らせる。

(異議申立て)

第13条 入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面、契約書案、一般競争入札の公告又は指名通知の記載事項及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書2通を作成し、記名押印の上、町に提出しなければならない。

- 2 契約書の作成については、町職員の指示を受けるものとする。

3 第1項の期間は、必要があるときは、町の指示するところにより伸縮することがある。

(契約保証金)

第15条 落札者は、落札決定後速やかに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を減額し、又は免除された場合は、この限りでない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項に定める契約保証金の納付を免除する。

- (1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供があるとき。

(議会の議決を経る契約)

第16条 次に掲げる契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第8号)の規定に基づき、瑞穂町議会の議決に付し、可決された後に契約を確定させる。

- (1) 予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負
- (2) 予定価格1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

2 瑞穂町議会の議決承認までの間は、仮契約を締結する。

(前払金の対象等)

第17条 前払金の支払は、入札条件として、前払金対象である旨を明示したものについて行う。

2 前金払の割合は、工事については契約金額の10分の4とし、工事に関する設計、調査、測量又は監理については契約金額の10分の3とする。ただし、前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前払金の最高限度額は、工事については5,000万円、設計、調査、測量又は監理については2,000万円とする。ただし、庁舎建設に係る工事の前払金の最高限度額は、1億円とする。

4 第2項の規定にかかわらず、当分の間、1件の設計金額が50万円以上かつ1,000万円未満の工事に係る前金払の割合は、契約金額の10分の3とする。

(前払金の請求)

第18条 前払金を請求するときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規

定に基づき登録を受けた保証事業会社と当該工期を保証期間とする同法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を町に提出しなければならない。

(前払金に関する特約事項)

第19条 前2条に定めるもののほか、前払金については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

(中間前払金の対象等)

第20条 中間前払金の支払は、入札条件として、中間前払金対象である旨を明示したもののについて行う。ただし、部分払を受ける場合は、中間前払金を受けることはできない。

2 中間前金払の割合は、契約金額の10分の2とする。ただし、中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、中間前払金の最高限度額は、5,000万円とする。

(中間前払金に係る認定)

第21条 中間前払金は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす場合において支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の請求についての前払金の規定の準用)

第22条 中間前払金の請求は、第18条の規定を準用する。

(中間前払金に関する特約事項)

第23条 前3条に定めるもののほか、中間前払金については、入札条件及び特約条項に定めるところによる。

附 則

この心得は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この心得は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和5年9月1日から施行する。